

令和8年 第3回

教育委員会定例会会議録

令和8年3月31日

中央区教育委員会

令和8年第3回
教育委員会定例会会議録

開会日時 令和8年3月31日(火) 午後3時00分
場 所 中央区役所 8階 大会議室
出席委員 中央区教育委員会 教育長 平林治樹
委 員 小川将
委 員 伊東佳子
委 員 北澤武
委 員 坂本順子

説明のために出席した事務局職員

庶務課長 古賀政成
学務課長 清水真紀
学校施設課長 田中恒祐
指導室長 畝尾宏明
統括指導主事 平野収
統括指導主事 深滝恵
幼児教育担当専門幹 渡邊大二郎
図書文化財課長 植木良則
教育センター所長 村上隆史
副 参 事 増山一成

説明のために出席した区長部局職員

文化・生涯学習課長 横田一成

書 記 中央区教育委員会事務局

庶務係長 一瀬知之
庶務係員 北川智基

開 議 午後3時00分平林教育長開会宣言
会議規則第30条による署名委員

教育長 平林治樹
委 員 北澤武

- 日程第1 議案第13号
中央区教育委員会の事務組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第2 議案第14号
中央区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第3 議案第15号
中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第4 議案第16号
中央区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第5 議案第17号
中央区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第6 議案第18号
中央区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第7 議案第19号
中央区青少年委員の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第8 議案第20号
中央区青少年委員の委嘱について
- 日程第9 議案第21号
中央区教育委員会事務局幹部職員の人事について
- 日程第10 議案第22号
中央区立幼稚園長の人事について
- 日程第11 報告事項
各課事業報告について

教育長 ただいまから令和8年第3回教育委員会定例会を開会いたします。
初めに、本日の会議録の署名委員をご指名いたします。
本日は、北澤委員にお願いいたします。

北澤委員 はい、承知いたしました。

教育長 それでは、本日の日程に入ります。
日程第1、議案第13号を議題といたします。
議案第13号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

教育長 それでは、庶務課長から提案説明を願います。

庶務課長 議案第13号「中央区教育委員会の事務組織規則の一部を改正する規則の
制定について」について、提案説明。

教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお伺い
いたします。

(「なし」の声あり)

よろしいでしょうか。

それでは、ご質問がないようでございますので、本案を可決することにご
異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決され
ました。

次に、日程第2、議案第14号を議題といたします。議案第14号を、書記、
朗読願います。

(書記朗読)

教育長 それでは、庶務課長から提案説明を願います。

庶務課長 議案第14号「中央区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規
則の制定について」について、提案説明。

教育長 それでは、ただいまの説明につきましてご質問等ございましたら、お伺い
いたします。

(「なし」の声あり)

よろしいでしょうか。

それでは、ご質問がないようでございますので、本案を可決することにご
異議ございませんか。

議

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決され
ました。

次に、日程第3、議案第15号、日程第4、議案第16号、日程第5、議案

第17号、日程第6、議案第18号は関連がありますので、一括して議題といたします。議案第15号から議案第18号までを、それぞれ書記、朗読を願います。

(書記朗読)

教育長 庶務課長 それでは、庶務課長から提案説明を願います。
議案第15号「中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」について、
議案第16号「中央区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について」について、
議案第17号「中央区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について」について、
議案第18号「中央区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について」について、提案説明。

教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたら、お伺いいたします。

(「なし」の声あり)

よろしいでしょうか。

それでは、順次お諮りいたします。まず、議案第15号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第16号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第17号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第18号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第7、議案第19号を議題といたします。議案第19号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

教育長 それでは、庶務課長から提案説明をお願いします。

庶務課長 議案19号「中央区青少年委員の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」について、提案説明。

教育長 それでは、ただいまの説明につきましてご質問等ございましたらお伺いいたします。

(「なし」の声あり)

よろしいでしょうか。

それでは、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第8、議案第20号を議題といたします。議案第20号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

教育長 それでは、庶務課長から提案説明をお願いします。

庶務課長 議案第20号「中央区青少年委員の委嘱について」について、提案説明。

教育長 それでは、ただいまの説明につきましてご質問等ございましたらお伺いいたします。

(「なし」の声あり)

よろしいでしょうか。

それでは、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第9、議案第21号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

教育長 それでは、庶務課長から提案説明をお願いします。

庶務課長 議案第21号「中央区教育委員会事務局幹部職員の人事について」について、提案説明。

教育長 それでは、ただいまの説明につきましてご質問等ございましたら、お伺いをいたします。

(「なし」の声あり)

よろしいでしょうか。

それでは、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第10、議案第22号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

教育長 それでは、庶務課長から提案説明を願います。

庶務課長 議案第22号「中央区立幼稚園長の人事について」について提案説明。

教育長 ただいまの説明につきましてご質問等ございましたら、お伺いをいたします。

(「なし」の声あり)

よろしいでしょうか。

それでは、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第11、報告事項に入ります。報告事項の(1)について報告を願います。

庶務課長 「令和8年第一回区議会定例会(2月議会)一般質問(概要)」について、資料1により報告。

教育長 それでは、ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

小川委員 ご説明ありがとうございます。先生方の質問の意図といたしますか、そのあたりのニュアンスをお伺いしたいと思ひまして、紙では読み取れなかったの

で。
一番最初のページ、デジタル教科書導入についてということですが、これはおおむね皆さんにご評価いただいているのか、どういう評価でこういったご質問をされているのかという、そのあたりのニュアンスをお伺いしたいと思います。後ほど出てくる生成AIとの関連性などもありますので、方向性を見極める上で、親御さんのご意見を踏まえて先生方がおっしゃっているのか、先生方のご意見いろいろあると思うのですが、そのあたりのニュアンスをお伺いしたいというのが1点。

それともう一つが、部活動の地域展開についてというところがありました。これはそれを展開して欲しいという意図なのか。今の学校で進めている部活動の充実に付随して、そういった地域展開、地域の力を入れていくべきなのか、そのあたりのご質問の意図を確認だけさせてもらえればと思います。

指導室長 まず、デジタル教科書の導入についてでございますが、こちら、主に北欧、欧米のほうでデジタル教科書を日本よりも早くに導入した国々の一部で紙の

教科書に戻しているというような、そういった動向もある中で、オールデジタルにすることが本当に良いことなのかどうか、そういった視点でのご質問であったと認識をしております。

続いて、部活動についてですが、ちょうど令和7年度末で最初の部活動の改革の一定の期間が終わり、次のフェーズに今度令和8年度から入っていくという区切りというようなところもあり、こうしてほしい、というような強い意図というよりは、現状と今後というところの認識を問うものと我々としては受け止めました。以上でございます。

小川委員
教育長
伊東委員

ありがとうございます。

ほかに質問等ございますでしょうか。

3ページ5番の子供の成長の課題等の中の子供の視力低下等についてですが、これもやはりデジタル化に対しての危惧という、それが原因ではないかという質問だったということでもよろしいでしょうか。

指導室長

はい。こちらはデジタル化に伴うというよりは、むしろどちらかという、昔も今もそうだと思うんですが、テレビに近づき過ぎないで見なさいとか、暗いところで本を読むんじゃない、みたいなことを結構学校とか家庭とかでも共通して指導していた。今、そういったことは同じようになされているのか、特に1人1台デジタル端末が入ってきたけど、どうなのかというようなニュアンスでお聞きになった、というふうに捉えております。

伊東委員

ありがとうございます。少し気になったのが、最近のお子さんたち、内斜視がすごく増えているんですね。これ何でかという、一つは、小さなデバイスをずっと見つめ続けることによって、常に目が内斜視になっているんじゃないか。それが一つ原因ではないかと推測されているところがあって、大きなデバイスであれば、いいよねということにはなるのかなと思ひまして、そのあたり、どういうふうな意図だったのかなと思ひました。ありがとうございます。

教育長
坂本委員

ありがとうございます。ほかにご質問等ございますでしょうか。

ご報告ありがとうございます。質問ではないのですが、2ページの下の部分に読書活動の推進についてのお尋ねがありました。先般、ビブリオバトルのほうに行かせていただきました。『かがやき』にも掲載がありましたけれども、読むだけではなくて、それを伝える、発信する、そういう機会を設けているというのは非常にいいことだなと改めて思ひました。今後もこういった取組の実施に努めてまいりたいなと思ひましたところ。以上です。

教育長
北澤委員

ありがとうございます。ほかにご質問等ございますでしょうか。

ご説明ありがとうございます。先ほどの議論にありましたデジタル教科書の導入についてですが、逆に、学校や、先生のご意見等をお伺いしたいと思ひます。例えば、デジタル教科書を導入したことによって、授業の準備がすごく

軽減されているとか、子供の学びの質が変わっているとか、あるいは、今回導入されているデジタル教科書以外にも導入したほうが良いというニーズがありますでしょうか。そういうご意見を拾うことによって、いわゆる紙とデジタルの両方の議論において、デジタルの良さが大事だということが強調されるのではと思います。もし、学校現場のご意見があれば教えてください。

指導室長

学校のほうは、まず、先生方が授業準備にかかる事務というところで非常に軽減されているというところがあります。主に教員が模範でミライタッチみたいな大きいモニターに教科書を大きく映し出して、それをさらに拡大したりとか、さらにワンクリックでページがめくれていたりとか、答えがブランクになっているところが明らかになっていたりというような、そういった機能がございますので、これまでの大きい模造紙に書き写して貼る、というようなことがないわけですから、そういった意味では非常に進んでいるというところが各学校現場から聞こえてくるところです。

一方、デジタル教科書なので、子供たちの端末にも教科書がもちろん入っているんですけども、これをどうやって使っていくかというあたりについては、まだまだ研究の余地があるのかなというようなところがあって、書き込み機能というのものもあるんですけども、紙にアンダーラインを引いたりとか自分の考えをちょっと書き込んだりというほうが、利便性が高いみたいなところもあって、先生が模範で見せるデジタル教科書のほうはかなり進んでいるんですけど、子供たちが使うデジタル教科書をどう端末の中で使っていくかということについて、今後の研究課題であると考えております。以上でございます。

北澤委員

ありがとうございます。今のことにつきまして、デジタル教科書を導入したことによって先生の授業準備の時間が軽減されるということは、むしろ授業前や授業中に子供に直接接する時間が増えるということに繋がると考えられますので、この点を強調していくことが大切であると思いました。また、子供たちのデジタル教科書の使い方につきましては、今、中央区の小中学校では先導的に取り組まれているICTの指定校で各教科の実践がたくさん出てきておりますので、それを学校間で共有していきながら、先生方のICT活用指導力を高めていくことが大事だと思います。引き続きよろしく願いいたします。以上です。

教育長

ありがとうございます。ほかにご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項の(2)について、各所管課長から報告願います。

学務課長

「意見・要望」の1件目について、資料2により報告。

指導室長 「意見・要望」の2件目について、資料2により報告。

図書文化財課長 「意見・要望」の3件目、4件目、5件目について、資料2により報告。

教育長 それでは、それぞれの報告につきましてご質問等ございましたら、お伺いいたします。

伊東委員 最初の晴海西小学校の通学経路及び指定校変更の件についてですが、指定校変更で実際に入学した方はともかく、まだ入学していないお子さんの親御さんの場合は、こっちのほうが近いからこっちのほうが安全なんじゃないかというようなイメージを持たれていると思うんですね。これに対しては、例えば、学校が用意している通学経路じゃない経路を使わなければいけないから安全性を確保できないんだよといったような、指定校変更のリスクというものをご明示されているのでしょうか。

学務課長 指定校変更に関しましては、基本的には個別にご相談いただく中での対応という形になっております。今お話しいただいたリスク等についても個別の事情に応じてご説明する対応をしております。通学区域を定めている中で、隣の学区のほうが近いといったことはどうしても生じてしまうこともありますが、距離的な部分なども踏まえて教育環境という面も考慮して通学区域を定めておりますので、丁寧に説明をしながら対応しているところでございます。以上でございます。

伊東委員 ありがとうございます。

教育長 ほかにご質問等ございますでしょうか。

坂本委員 ありがとうございます。ナンバーでいうと344番の汚損の件ですけれども、借りたものはそのままお返しするのは当たり前の話ではあると思うのですが、それをわざわざ掲示するかどうかというのはあるかもしれないですけど、例えば、こういった場合には弁償をお願いします、みたいなものが掲示されてきたのかどうか。そのあたりはいかがなんでしょうか。

図書文化財課長 具体的に掲示ということは現在していません。先ほどのご説明のとおり、現在、検討している段階ですので、何かいい形での掲示ができればと思っております。

現在、返却において、どちらかというとポストなどに投函して返すというようなケースが多いので、それを受けた後、実際に確認したときに、例えば汚損とか破損があったというところからご連絡をしているというケースが多いと認識しています。以上です。

坂本委員 ありがとうございます。丁寧にご対応いただき、ご理解いただきながら進めていただければと思いますけれども、掲示方法につきましても引き続きご検討のほどよろしくお願いたします。

教育長 ありがとうございます。ほかに御質問等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

よろしいでしょうか。

それでは、本日の日程は終了となりますが、委員の皆様方からご意見等ございましたら、お伺いいたします。

(「なし」の声あり)

よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして、本日の委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

午後 3 時 4 0 分 教育長閉会宣言

署名委員